平成２３年（フ）第１８４号
千葉県印西市木刈６丁目21番地12
債務者　田中美穂子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１９０号
千葉県佐倉市西志津５丁目17番５号　コート宮崎201
債務者　横川　俊夫
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１９７号
千葉県印西市戸神台２丁目１番地２棟609号
債務者　鷲野　重夫
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２０２号
千葉県印西市竹袋170番地２
債務者　小山　強志
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２０５号
千葉県白井市冨士100番地の１
債務者　日数谷生二
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２０７号
千葉県白井市白井53番地の４　リバーサイドM＆K201号
債務者　吉井　貴明
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２１３号
千葉県富里市七栄58番地２
債務者　土門　輝子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２２０号
千葉県富里市立沢新田48番地339　旭ルーミー成田５号館102
債務者　村田　由香
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２２２号
千葉県佐倉市新臼井田18番13号　ファーストレジデンス102
債務者　佐藤　育子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１４１８号
愛知県日進市岩崎台２丁目1415番地　メゾンけやき102
債務者　森　　初美（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６０５号
名古屋市中区新栄１丁目２番23号　新栄ビル301号
債務者　中村　武之（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３４号
愛知県碧南市善明町１丁目57番地
債務者　福田きぬ子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
滋賀県長浜市小堀町66番地　サンコーポラス小堀２―508号室
債務者　松本　範雄
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
北海道枝幸郡枝幸町歌登東町399番地３
債務者　吉田　千廣
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１８号
静岡県富士市松岡354番地の１、前住所静岡県富士宮市大岩750番地の１　サニーヒル201号
債務者　秋山　　孝
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１０号
栃木県足利市葉鹿町383番地11
債務者　木村　政枝
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第８８号
栃木県足利市島田町627番地１　島田団地２―13
債務者　川島ひさみ
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部